

奈良市富雄丸山古墳出土^た龍文盾形銅鏡の登録商標の使用に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、富雄丸山古墳出土^た龍文盾形銅鏡の登録商標（登録商標第6787387号。以下「商標」という。）の使用に関し、奈良市行政財産使用料条例（昭和49年奈良市条例第19号）及び奈良市公有財産規則（昭和49年奈良市規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(商標の適用範囲)

第2条 商標を適用する指定商品又は指定役務（以下「商品等」という。）の区分は、別表のとおりとする。

(使用許可の申請)

第3条 商標を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、商標使用許可申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 商標の使用見本又は商標の使用状態が確認できる写真等
- (2) 申請者の概要を記載した書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(使用許可)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の許可を決定したときは、商標使用許可通知書（別記第2号様式）により、使用の不許可を決定したときは、商標使用不許可通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による使用許可（以下「使用許可」という。）について必要な条件を付すことができる。

3 市長は、既に商標を使用許可した商品等について、他の事業者から同種の使用申請があったときは、当該他の事業者に対しても使用を許可するものとする。

(使用許可の期間)

第5条 商標の使用許可の期間は、使用許可を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、期間を短縮することができる。

2 商標の使用許可の更新を受けようとする者は、使用許可期間満了の日の30日前までに商標使用許可更新申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、使用許可の期間内に商品等に付された商標については、当該使用許可を受けた事項を変更しない場合に限り、使用許可の期間満了後においても、在庫整理の期間として引き続き商標を使用することができる。ただし、引き続き商標を使用しようとする者は、第7条の規定に基づき変更許可申請を行わなければならない。

(使用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、商標の使用許可をしないものとする。

- (1) 商標のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (2) 商標の使用によって、商品等の品質の誤認又は他者の業務に係る商品等との混同を生じるおそれがあると認められるとき。
- (3) 宗教的活動又は政治活動等に使用されると認められるとき。
- (4) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する

暴力団等又は同条第4号に規定する暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有するものの利益となると認められるとき。

(5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、商標の使用が適当でないと認められるとき。

(使用許可の内容の変更)

第7条 使用許可を受けて商標を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた内容を変更しようとするときは、商標使用変更許可申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、変更を許可したときは商標使用変更許可通知書（別記第6号様式）により、変更を許可しないときは商標使用変更不許可通知書（別記第7号様式）により、使用者に通知するものとする。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 期日までに使用料を納付しなかったとき。

(4) 商標の使用に当たり、第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、前項の規定により使用許可を取り消すときは、商標使用許可取消通知書（別記第8号様式）により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用許可の取消しを受けた者に生じた損害については、市長は賠償の責めを負わない。

4 使用者は、使用許可が取り消された場合、商標を使用した商品等については、販売済み以外のものを回収し廃棄する義務を負うものとし、これに係る経費は使用者の負担とする。

5 使用許可を取り消された使用者は、前項の規定により商標を使用した商品等を廃棄した場合は、当該廃棄を証明する書類を市長に提出しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 商標法（昭和34年法律第127号）その他関係法令の規定を遵守すること。

(2) 使用許可を受けた区分のみに使用し、使用条件に従うこと。

(3) 商標の使用に関する事故又は苦情等については、誠意をもってその責任の下に必要な措置を講じること。

(4) 商標を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 商標のイメージを損なう行為を行わないこと。

(6) 商標の使用によって誤認又は混同を生じさせないこと。

(7) 第三者による商標の無断使用その他の問題になり得る行為を発見した場合は、速やかに市長に報告すること。

(使用料)

第10条 商標の使用料は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 販売商品（販売を目的として製造する物品及びその物品の広告をいう。以下同じ。）
にする場合 販売総額（販売小売価格にその予定数量を乗じて算出される額をいう。）
に100分の3を乗じて得た額
- (2) 景品（商品等の販売促進を目的とした物品及びその物品の広告をいう。以下同じ。）
にする場合 製作費用総額に100分の3を乗じて得た額
- (3) 広告（商品等の情報を広く宣伝するものをいう。以下同じ。）に使用する場合（前各
号の広告を除く。） 製作費用総額（広告のために使用する媒体に対する支払額を含
む。）に100分の3を乗じて得た額
- (4) その他（電気通信回線を通じた提供等）で使用する場合 販売総額（販売価格にそ
の予定数量を乗じて算出される額をいう。）に100分の3を乗じて得た額
- (5) 役務で使用する場合 市長が別に定める額
（シールの交付）

第11条 使用者は、販売商品又は景品1個ごとに市長が交付する使用許可を受けたこと
を表するシール（以下「シール」という。）を貼り付けなければならない。ただし、シー
ルを貼り付けることが難しいものについては、シールの貼付けに代わり、シールの印影
を直接印刷する等の代替措置を講じることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の必要があると認めるときは、シールの交付
に代えて使用者に商標登録番号の明示を命じることができる。

3 第1項のシールの代金は、販売商品又は景品の数に1円を乗じて得た額に100分の
110を乗じて得た額とする。

（使用料等の納付）

第12条 使用者は、第10条の規定により算出した使用料及び前条第3項の規定により
算出したシールの代金を、本市が発行した納入通知書を受領した日から30日以内に指
定する金融機関に振り込まなければならない。

2 既納の使用料及びシールの代金は、還付しない。ただし、使用者の責によらない事由
により商標を使用することができないとき、又は使用料若しくはシールの代金の過誤納
が行われたときは、この限りでない。

（使用実績の報告）

第13条 市長は、使用者に商標の使用実績について報告を求めることができる。

2 使用者は、商標の使用に当たって第11条第1項ただし書に規定する代替措置を講じ
た場合には、商標の使用実績がわかる資料を添えて、使用許可の期間中四半期ごとに報
告しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年8月9日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	指定商品又は指定役務
第3類	せっけん類、歯磨き、化粧品、香料、薫料
第6類	金属製包装用容器、金属製のネームプレート及び標札、金属製郵便受け、金庫、金属製造形品（貴金属製のものを除く。）、青銅製造形品
第9類	電池、電気通信機械器具、携帯情報端末、電子応用機械器具及びその部品、眼鏡、家庭用テレビゲーム機用プログラム、携帯用液晶画面ゲーム機用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM、メトロノーム、電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM、レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる画像ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ、電子出版物、映写フィルム、スライドフィルム、スライドフィルム用マウント
第11類	電球類及び照明用器具、家庭用電熱用品類
第14類	貴金属、キーホルダー、宝石箱、身飾品、貴金属製造形品
第16類	紙製包装用容器、家庭用食品包装フィルム、衛生手ふき、紙製タオル、紙製テーブルナプキン、紙製手ふき、紙製ハンカチ、荷札、印刷したくじ（おもちゃを除く。）、いろがみ、写し絵、折り紙、切り抜き、千代紙、ぬり絵、紙類、文房具類、印刷物、書画、写真、写真立て、紙製又はプラスチック製の包装紙、包装紙、紙製又はプラスチック製のレジ袋、紙製テーブルクロス、紙製室内装飾用置物
第18類	ペット用被服類、かばん類、袋物、携帯用化粧道具入れ、傘、ステッキ、つえ、つえ金具、つえの柄
第20類	クッション、座布団、まくら、マットレス、うちわ、扇子、家具、ベンチ、懐中鏡、鏡袋、プラスチック製包装容器、木製・ろう製・石膏製又はプラスチック製の造形品、プラスチック製ラベル
第21類	化粧用具、台所用品（ガス湯沸かし器、加熱器、調理台及び流し台を除く。）、清掃用具及び洗濯用具、貯金箱、お守り、おみくじ
第24類	織物、メリヤス生地、フェルト及び不織布、布製身の回り品、かや、敷布、布団、布団カバー、布団側、まくらカバー、毛布、織物製テーブルナプキン、ふきん、織物製壁掛け
第25類	被服、バンド、ベルト、履物、運動用特殊衣服（水上スポーツ用特殊衣服を除く。）、
第26類	テープ、リボン、組ひも、造花、衣服用き章（貴金属製のものを除く。）、衣服用バックル、衣服用バッジ（貴金属製のものを除く。）、衣服用ブローチ、帯留、ボンネットピン（貴金属製のものを除く。）、ワッペン、腕章、頭飾品、ボタン類
第28類	遊園地用機械器具、ペット用おもちゃ、おもちゃ、人形、囲碁用具、将棋用具、歌がるた、さいころ、すごろく、ダイスカップ、ダイヤモンドゲーム、チェス用具、チェッカー用具、手品用具、ドミノ用具、トランプ、花札、マ

	ージャン用具、遊戯用器具、ビリヤード用具、運動用具、釣り具
第30類	茶、コーヒー、ココア、菓子（肉、魚、果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものを除く。）、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、コーヒー豆、穀物の加工品、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、弁当、ラビオリ、米、脱穀済みのえん麦、脱穀済みの大麦、食用粉類
第32類	ビール、清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース、ビール製造用ホップエキス、乳清飲料
第33類	清酒、焼酎、合成清酒、白酒、みりん、洋酒、果実酒、酎ハイ、中国酒、薬味酒
第39類	鉄道による輸送、車両による輸送、企画旅行の実施、旅行者の案内、旅行に関する契約（宿泊に関するものを除く。）の代理、媒介又は取次ぎ
第41類	当せん金付証票の発売、技芸・スポーツ又は知識の教授、セミナーの企画・運営又は開催、電子出版物の提供、図書及び記録の供覧、美術品の展示、映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営、インターネットを利用して行う映像の提供、映画の上映・制作又は配給、インターネットを利用して行う音楽の提供、演芸の上演、演劇の演出又は上演、音楽の演奏、スポーツ興行の企画・運営又は開催、興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。）、文化又は教育のための展示会の企画・運営、出版物のレイアウト（広告物を除く。）、オンラインによるゲームの提供
第43類	宿泊施設の提供、宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ、飲食物の提供

別記

第1号様式（第3条関係）

商標使用許可申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称・代表者名）
電話番号
メールアドレス
（担当者）

奈良市富雄丸山古墳出土龍文盾形銅鏡の登録商標の使用に関する要綱（令和6年奈良市告示第434号。以下「要綱」という。）第3条の規定により、次のとおり商標を使用したいので、申請します。

なお、使用に当たっては、要綱の規定を遵守することを誓約します。

1 申請内容

- (1) 使用商標 登録商標第6787387号
- (2) 商標使用区分
- (3) 販売商品名、景品名
又は役務内容
- (4) 販売小売価格 円（税込）
- (5) 予定数量
- (6) 販売総額又は製作費用総額 円（税込）
- (7) 登録商標の使用目的
- (8) 登録商標の使用方法

2 添付書類等 必要に応じて、次の書類等を添えて提出してください。

- (1) 商標の使用見本又は商標の使用状態が確認できる写真等
- (2) 申請者の概要を記載した書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

※景品の場合は1 申請内容(4)について記載する必要はありません。

※役務の場合は1 申請内容(4)～(6)について記載する必要はありません。

第2号様式（第4条関係）

商標使用許可通知書

奈良市指令教文埋第 号
年 月 日

様

奈良市長 仲川 元庸 印

年 月 日付けで申請のあった登録商標の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び奈良市公有財産規則（昭和49年奈良市規則第29号）第21条第1項の規定により、下記のとおり使用を許可しますので、奈良市富雄丸山古墳出土龍文盾形銅鏡の登録商標の使用に関する要綱（令和6年奈良市告示第434号）第4条第1項の規定により通知します。

1. 登録商標番号 第6787387号

2. 商標区分

3. 使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

4. 内容 販売商品 景品 広告 役務 その他

販売商品、景品又は役務の名称	
販売小売価格（税込）①	円
予定数量 ②	
販売総額 （①×②＝③（税込）） 又は製作費用総額 ③	円

5. 使用料等

使用料 ④ （③×3%）	円
販売商品又は景品のシールの代金 ⑤ （1円×②×110%）	円
使用料等の支払合計額（④＋⑤）	円

6. 使用料等の支払い方法

本市が発行する納入通知書を受領した日から30日以内に指定する金融機関に振り込むこと。

7. 使用条件

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第3号様式（第4条関係）

奈良市指令教文埋第 号
年 月 日

商標使用不許可通知書

様

奈良市長 仲川 元庸 印

年 月 日付けで申請のあった登録商標の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び奈良市公有財産規則（昭和49年奈良市規則第29号）第21条第2項の規定により、下記とおり使用を許可しませんので、奈良市富雄丸山古墳出土龍文盾形銅鏡の登録商標の使用に関する要綱（令和6年奈良市告示第434号）第4条第1項の規定により通知します。

記

許可しない理由

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第4号様式（第5条関係）

商標使用許可更新申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称・代表者名）
電話番号
メールアドレス
（担当者）

年 月 日付け奈良市指令教文埋第 号をもって使用の許可を受けた登録商標は、年 月 日限りで使用許可期間が満了となりますが、引き続き使用したいので、奈良市富雄丸山古墳出土龍文盾形銅鏡の登録商標の使用に関する要綱（令和6年奈良市告示第434号）第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 使用商標 登録商標第6787387号
- 2 商標使用区分
- 3 販売商品名、景品名又は役務の名称
- 4 販売小売価格
- 5 予定数量
- 6 販売総額又は制作費用総額
- 7 登録商標の使用目的
- 8 登録商標の使用方法

第5号様式（第7条関係）

商標使用変更許可申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称・代表者名）
電話番号
メールアドレス
（担当者）

年 月 日付け奈良市指令教文埋第 号で使用許可を受けた事項について、下記のとおり変更したいので、奈良市富雄丸山古墳出土龍文盾形銅鏡の登録商標の使用に関する要綱（令和6年奈良市告示第434号）第7条第1項の規定により、申請します。

1 使用許可内容

販売商品、景品又は役務の名称
商標使用区分

2 変更する事項

3 変更の理由

第6号様式（第7条関係）

奈良市指令教文埋第 号
年 月 日

商標使用変更許可通知書

様

奈良市長 仲川 元庸 印

年 月 日付けで変更申請のあった登録商標の使用については、下記のとおり許可しますので、奈良市富雄丸山古墳出土鼉龍文盾形銅鏡の登録商標の使用に関する要綱（令和6年奈良市告示第434号）第7条第2項の規定により、通知します。

記

変更する事項

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第7号様式（第7条関係）

奈良市指令教文埋第 号
年 月 日

商標使用変更不許可通知書

様

奈良市長 仲川 元庸 印

年 月 日付で変更申請のありました商標の使用について、下記の理由により許可しませんので、奈良市富雄丸山古墳出土龍文盾形銅鏡の登録商標の使用に関する要綱（令和6年奈良市告示第434号）第7条第2項の規定により、通知します。

記

許可しない理由

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第8号様式（第8条関係）

奈良市指令教文埋第 号
年 月 日

商標使用許可取消通知書

様

奈良市長 仲川 元庸 印

年 月 日付け 奈良市指令教文埋第 号で許可しました商標の使用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第9項の規定により、下記とおり使用の許可を取り消しますので、奈良市富雄丸山古墳出土甕龍文盾形銅鏡の登録商標の使用に関する要綱（令和6年奈良市告示第434号）第8条第2項の規定により、通知します。

記

1. 取消しをする商標 登録商標第6787387号
2. 許可を取り消す日 年 月 日
3. 許可を取り消す理由

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。